

学校との連携による県内産業・企業の情報発信事業 審査要領

(目的)

第1条 この要領は、学校との連携による県内産業・企業の情報発信事業の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 学校との連携による県内産業・企業の情報発信事業の審査は、学校との連携による県内産業・企業の情報発信事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、書面審査及び合議により行うものとし、審査の過程は、非公開とする。

(審査項目等)

第3条 審査項目及び審査の着眼点は、別表のとおりとする。

2 審査委員会では、申請者から提出された実施計画書等について、別紙様式により審査委員1人当たり100点満点として審査を行い、各々の審査項目について、5段階で評価を行うものとする。

3 事業の採択候補者の選定にあたっては、各審査委員が付した評点の合計得点について、事業毎に平均点を算出し、当該平均点が高い順に順位を付し、順位が上位となるものから、審査委員会における合議を踏まえ、予算の範囲内で決定する。

(審査結果の公開)

第4条 審査結果は、各委員が特定されないように配慮した上で、委員会における審査結果及び意見等を申請者に通知するとともに、一般に公開するものとする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

審査項目	審査の着眼点
ア 事業要件	・対象学校、対象企業が明確か
イ 課題解決への取組	・課題が具体的に示されており、課題解決のための対策が明確か。
ウ 実施能力	・計画が実現できるだけの体制となっているか。
エ 事業内容及び 事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は、より具体的なものになっているか。 ・事業に継続性・発展性はあるか。 ・事業に新規性・先進性はあるか。 ・事業に普及性はあるか。 ・事業の実施により、満足な成果が期待できるか。
オ 積算内容の妥当性	・事業に要する費用の見積もりは、適切であるか。
カ その他	(審査委員会において、審査が必要とする事項)